


所管部課	福祉部 福祉推進課	部長	田口 茂夫			
件名	東大和市社会福祉法人指導検査実施要綱を廃止する要綱について					
		区分		1 審議事項	○	2 報告事項
関係事項	条例規則					
	部課機関	保育課、高齢介護課、障害福祉課				
1. 要旨						
<p>社会福祉法人に対する指導検査を行うため、国が定めた社会福祉法人指導監査要綱に基づき、「東大和市社会福祉法人指導検査実施要綱」を定め、指導監査を実施してきた。</p> <p>しかし、国においては、今般の社会福祉法人制度改革を踏まえ、指導監査の効率化・重点化及び明確化を図るため、改めて指導監査の基準として社会福祉法人指導監査要綱を制定し、当該要綱に基づき指導監査を行うこととされた。</p> <p>ついては、市における社会福祉法人に対する指導監査の実施にあたっては、国が定めた要綱に基づき実施することとし、「東大和市社会福祉法人指導検査実施要綱」を廃止するものである。</p> <p>なお、都においても当該要綱は廃止されており、その対応に準じたものである。</p> <p>【施行日】 市長決裁日から施行し、平成29年4月1日から適用する。</p> <p>【影響及び効果】 東京都と整合性の取れた形で事務を進めることができる。</p>						
2. 経過（現時点に至るまでの経過）						
<p>平成25年5月 1日 東大和市社会福祉法人指導検査実施要綱制定</p> <p>平成29年4月 1日 改正社会福祉法施行</p> <p>平成29年4月27日 「社会福祉法人指導監査要綱の制定について」発出</p> <p>平成29年5月24日 東京都から「社会福祉法人・施設等指導監査実施要綱」の廃止について情報提供</p>						
3. 留意事項（問題点等）						
<p>国要綱において定めのない、指導監査に係るその他必要な事項を規定するため、要領等を定め、対応する必要がある。（都に準じた対応）</p>						
4. 主管部処理案（検討結果等）						
<p>庁議終了後、速やかに起案処理することとしたい。</p>						
5. 審議結果						

注：定例庁議の場合は、金曜日の正午までに提出。